

甲 第 143 号 議 案

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

岡山市休日夜間急患診療所条例（昭和55年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山市急患診療所条例

第1条から第3条までを次のように改める。

（設置）

第1条 休日、夜間その他の規則で定める診療日時における急病患者に対し、応急の医療を行うため、岡山市急患診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岡山市休日夜間急患診療所	岡山市北区天瀬6番10号
岡山市休日急患歯科診療所	岡山市北区天瀬6番10号

（診療科目）

第3条 岡山市休日夜間急患診療所の診療科目は、内科及び小児科とする。

2 岡山市休日急患歯科診療所の診療科目は、歯科とする。

第8条中「病院の器具機械又は施設」を「診療所の施設又は器具機械」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の岡山市急患診療所条例（以下「新条例」という。）第4条の3の規定に基づく指定管理者の指定を受けようとするものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第1項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、施行日前においても、新条例第4条の3第2項の規定の例により、その指定をすることができる。この場合において、当該指定を行ったときは、市長は、同条第3項の規定の例により、その旨を公告するものとする。

提案理由

岡山市休日夜間急患診療所を移転し、及び岡山市休日急患歯科診療所を新設するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 144 号 議 案

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

- (1) 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第80号）第42条第1項
- (2) 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号）第12条
- (3) 岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号）第12条
- (4) 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）第12条
- (5) 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第122号）第25条
- (6) 岡山市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年市条例第28号）第13条
- (7) 岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年市

条例第32号) 第13条

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 145 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第63号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定による容積率等」に改める。

第15条第1項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同項第1号中「第5条の4」を「第5条の14」に改め、同条第2項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 146 号 議 案

岡山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市下水道条例の一部を改正する条例

岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の管理者が置かれている場合にあつては、管理者）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該者が行う工事は、この限りでない。

第5条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第5条の2第1項及び第2項中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第5条の3中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

第5条の7中「指定工事店」の次に「又は第5条第1項ただし書の規定により工事を行う者」を加える。

第5条の9中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改める。

第9条中「又は指定工事店」を「、指定工事店又は第5条第1項ただし書の規定により工事を行う者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において，他の市町村長等の指定を受けた者が排水設備等の新設等の工事を行うことができるようにするため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 147 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡山市農業集落排水処理施設条例（平成2年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の管理者が置かれている場合にあつては、管理者）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該者が行う工事は、この限りでない。

第11条中「又は指定工事店」を「、指定工事店又は前条ただし書の規定により工事を行う者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が農業集落地域における排水設備の新設等の工事を行うことができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 148 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「法第16条の2第3項」を「法第16条の2第3項ただし書」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、管理者は、他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に施行させることができる。

第6条第2項中「前項の規定により、指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により工事を施行する者（以下これらを「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改める。

第7条第2項及び第34条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第39条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者又は指定給水装置工事事業者等」に、「法第16条の2第3項」を「法第16条の2第3項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の水道事業者等が給水装置工事を施行することができるようにする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。